

介護事業者の事故対応

利用者が自分でブレーキを外して車椅子が転倒

—施設の責任も追及する遺族—

■身体機能などの情報提供を怠った施設にも責任がある？

介護付き有料老人ホームの入所者Bさんは、認知症があるほとんど寝たきりの利用者です。ある日定期通院のために、いつもの介護タクシーを手配しました。病院に到着した後、ドライバーがパーキングチケットを発行している時に、乗っていた車椅子のブレーキをBさんが解除してしまいました。路面に傾斜があったため車椅子が動き出し、Bさんは転倒し、後頭部をアスファルトに強打しました。ドライバーはすぐに助けを呼び、Bさんは病院で手当てを受けましたが、翌日意識不明となり外傷性クモ膜下出血で亡くなってしまいました。介護タクシーのドライバーが「施設からは寝たきりと聞いていたので、まさか自分でブレーキを外すとは思わなかった」と遺族に話しました。遺族は「Bさんの身体機能や動作能力についてドライバーに情報提供し、注意を促さなかった施設にも責任がある」として、施設の法的責任について文書で説明するよう求めてきました。

想定されるリスクには移動介助者が備えるべき

■施設は利用者の身体機能などを詳しく説明する義務があるか？

利用者個々に持っているリスクは千差万別であり、これらの情報を把握しなければ事故を予測し防止対策を講じることはできません。特に介護タクシーなどの移送サービス事業者の業務は短時間で一時的な業務のため、利用者のADL表などの書類を熟読して詳細なリスクを把握することは困難ですし、現実的ではありません。すると、「施設側がリスク情報を提供しなかったから事故につながった」という遺族の主張も一理あることとなります。



しかし一方で、移送サービス事業者は一般の旅客運送事業者と異なり、2級ヘルパーなどの資格を持った職員が移動を介助する「輸送と移動介助」を業務とする事業者です。ですから、移送サービス事業者のスタッフは、移動介助について一般的に生ずるリスクについては、情報提供が無くてもそなえなければなりません。

■利用者の身体機能などを詳しく説明する義務があるか？

すると、本事例の遺族の主張が妥当かどうかを判断するためには、本事例の事故原因となったリスクが、一般的な利用者のリスクであるかどうか問題となります。例えば、認知症のBPSDによって突然介助者に殴り掛かるという、行動がある利用者であれば、一般的な利用者のリスクとは異なりますから、施設側の情報提供がなければ備えることはできないでしょう。では、移動介助中に車椅子のブレーキを外してしまうという行為は、一般的な利用者にとって想定されるリスクなのでしょうか？

移送サービスを利用する要介護者であれば、認知症が原因で車椅子を自分で操作しようとする人もいますし、上肢の不随意運動によって勝手に手が動いてしまう人もいます。ですから、移送サービス事業者のスタッフであれば、腕が車椅子の外に出ないようにして車椅子介助を行うのが通常の介助方法です。駐車場のパーキングチケットの発行時にも、車椅子の利用者が視界入る位置に車椅子を止め、予想外の車椅子の動きや他物との接触などに配慮しなくてはなりません。このように本事例は移送サービス事業者が安全配慮義務を怠ったことが事故原因である可能性が高く、施設側が情報提供を怠ったことが原因とは考えにくいといえるでしょう。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・窪田
TEL 03-5789-6456

担当課・支社 代理店

株式会社福祉施設共済会
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSTビル
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882